

令和8年度 能代市建設コンサルタント業務等 入札参加資格審査（中間年審査）申請要領

能代市が発注する建設コンサルタント業務等の受注を希望する業者は、次により申請書類を提出してください。

今回は中間年審査のため、令和7・8年度の定期審査を受けていない業者が対象となります。

なお、現名簿に登録されている業者で、業務種類又は地域区分（県内から市内など）を変更する場合は変更届により受付し、審査後に適用するものとします。

※県外業者については、資格申請の受付は行っていません。
対象となる業務ごとに申請していただき、審査を行います。

1. 受付期間 令和8年2月2日（月）～令和8年2月27日（金）※提出先必着
(ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く)
受付時間 午前8時30分～午後5時15分

2. 提出方法 申請書類（1部）を提出してください。（ファイルへの綴込は不要です。）
市内に主たる営業所を有する業者、または市内に従たる営業所を有する業者は持参してください。県内に営業所を有する業者は郵送も可とします。

3. 提出先（問い合わせ先は契約検査課）
能代市総務部契約検査課（能代市役所 第1庁舎1階）
住 所 〒016-8501 能代市上町1-3
電 話 0185-89-2222
FAX 0185-54-6460
二ツ井地域局総務企画課
住 所 〒018-3192 能代市二ツ井町字上台1-1
電 話 0185-73-2112
FAX 0185-73-5224

4. 審査基準日 令和8年2月2日
・ 2年以上の営業実績の基準日は申請時において判断します。
・ 市内に主たる営業所を移した後、2年に満たない営業所は、従たる営業所としての参加資格となります。

5. 有効期間 名簿登載日（令和8年6月初旬の予定）から令和9年3月31日以降の新たな名簿登載の日の前日まで。

6. 申請書を提出できない者 (次の項目のいずれかに該当する場合は、申請できません。)

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項第1号及び第2号の規定に該当する者。

(2) 能代市建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱の次の規定に該当する者。

ア 申請時において、その営業所が引き続き2年以上事業を営んでいない者。

イ 審査基準日において、その営業所が有資格技術者を有していない者。

ウ 市税等を滞納している者。

エ 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集団的に又は常習的に暴力行為を行うおそれのある組織の関係者であると認められる者及びこれと同等と認められる者。

7. 提出書類 能代市内に主たる営業所を有する業者は、申請要領3ページへ

能代市内に従たる営業所を有する業者は、申請要領4・5ページへ

県内に営業所を有する業者は、申請要領6ページへ

※登録区分一覧（申請要領7ページ）にて、ご確認をお願いします。

※上記書類のほか、審査の必要に応じて追加提出をお願いする場合があります。

8. 建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿の公表

資格審査後に入札参加資格者名簿を能代市ホームページにて公表します。

市外の建設コンサルタント業者は、名簿への登載をもって通知とします。

9. その他

※1 「不動産鑑定業務」「登記手続等業務」「漏水調査業務」について登録を希望する場合は、『能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿』へ登録してください。

※2 「水質検査業務」については、業務の内容により、取り扱いが違いますので、『能代市建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿』と『能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿』の両方へ登録してください。

※3 営業所等の現地確認をさせていただく場合があります。

【能代市内に主たる営業所を有する業者】

◇申請書類及び添付書類

1 建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書類

秋田県様式 1-1～1-4 様式 2～5 一式

※各登録証明書等も提出してください。（写し可）

2 能代市内に有する営業所に関する調書（1）

能代市様式 1

3 能代市内に有する営業所に関する調書（2）-1

能代市様式 2

4 市内営業所職員名簿

能代市様式 4

5 使用印鑑届

能代市様式 5

6 誓約書

能代市様式 6

7 能代市が発行する納税証明書【業者登録用】

法人市民税（個人の場合は住民税）、固定資産税等すべての市税に滞納がない旨の証明書（写し可）

・能代市税務課（新庁舎1階）又は

・二ツ井地域局総務企画課（二ツ井町庁舎1階）で発行されたものに限る。

・申請日の3ヶ月前以内に発行されたものに限る。

※所得税を源泉徴収している事業所は、従業員の個人住民税の特別徴収義務者として地方税法及び能代市市税条例を遵守していることが申請の要件となります。

8 税務署が発行する納税証明書

法人税（個人の場合は所得税）及び消費税・地方消費税に滞納がない旨の証明書（写し可）

法人……書式その3の3、個人……書式その3の2

申請日の3ヶ月前以内に発行されたものに限る。

※納税証明書の申請・受取がインターネット（e-Tax）でできるようになりました。

確定申告による税務署窓口の混雑回避及び感染症予防対策として、可能な限りオンライン請求をご利用されますようお願いします。

・国税庁関連ページ

https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm

9 あて先を明記した返信用封筒

資格審査後、審査結果を郵送で通知しますので、長形3号の封筒に住所及び商号又は名称を記入し、110円切手を貼付した返信用封筒を添付してください。

【能代市内に従たる営業所を有する業者】

◇申請書類及び添付書類

- 1 建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書類
秋田県様式 1-1～1-4 様式 2～5 一式
※各登録証明書等も提出してください。（写し可）
- 2 能代市内に有する営業所に関する調書（1）
能代市様式 1
- 3 能代市内に有する営業所に関する調書（2）-2
能代市様式 3
- 4 市内営業所職員名簿
能代市様式 4
- 5 使用印鑑届
能代市様式 5
- 6 誓約書
能代市様式 6
- 7 委任状
別紙参考様式
契約の締結等に関する委任状（委任者と受任者双方の記名捺印が必要）
- 8 商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書。（写し可）
- 9 能代市が発行する納税証明書【業者登録用】
法人市民税（個人の場合は住民税）、固定資産税等すべての市税に滞納がない旨の証明書（写し可）
 - ・能代市税務課（新庁舎1階）又は
 - ・二ツ井地域局総務企画課（二ツ井町庁舎1階）で発行されたものに限る。
 - ・申請日の3ヶ月前以内に発行されたものに限る。

※所得税を源泉徴収している事業所は、従業員の個人住民税の特別徴収義務者として地方税法及び能代市市税条例を遵守していることが申請の要件となります。
- 10 本社所在地の市町村が発行する納税証明書
法人市町村民税（個人の場合は住民税）、固定資産税等すべての市町村税に滞納がない旨の証明書、又は法人市町村民税（個人の場合は住民税）、固定資産税の納税証明書（写し可）
申請日の3ヶ月前以内に発行されたものに限る。
- 11 税務署が発行する納税証明書
法人税（個人の場合は所得税）及び消費税・地方消費税に滞納がない旨の証明書（写し可）
法人……書式その3の3、個人……書式その3の2
申請日の3ヶ月前以内に発行されたものに限る。

※納税証明書の申請・受取がインターネット（e-Tax）でできるようになりました。
確定申告による税務署窓口の混雑回避及び感染症予防対策として、可能な限りオンライン請求をご利用されますようお願いします。

- ・国税庁関連ページ

https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm

12 あて先を明記した返信用封筒

資格審査後、審査結果を郵送で通知しますので、長形3号の封筒に住所及び商号又は名称を記入し、110円切手を貼付した返信用封筒を添付してください。

【県内に営業所を有する業者】

◇申請書類及び添付書類

1 建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書類

秋田県様式 1-1~1-4 様式 2~5 一式

※各登録証明書等も提出してください。（写し可）

2 使用印鑑届

能代市様式 5

3 誓約書

能代市様式 6

4 委任状

別紙参考様式

契約の締結等に関する委任状（委任者と受任者双方の記名捺印が必要）

5 本社所在地の市町村及び県内営業所（委任がある場合のみ）所在地の市町村が発行する納税証明書

法人市町村民税（個人の場合は住民税）、固定資産税等すべての市町村税に滞納がない旨の証明書、又は法人市町村民税（個人の場合は住民税）、固定資産税の納税証明書（写し可）

申請日の3ヶ月前以内に発行されたものに限る。

6 税務署が発行する納税証明書

法人税（個人の場合は所得税）及び消費税・地方消費税に滞納がない旨の証明書（写し可）

法人……書式その3の3、個人……書式その3の2

申請日の3ヶ月前以内に発行されたものに限る。

※納税証明書の申請・受取がインターネット（e-Tax）でできるようになりました。

確定申告による税務署窓口の混雑回避及び感染症予防対策として、可能な限りオンライン請求をご利用されますようお願いします。

・国税庁関連ページ

https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm

○ 申請書の受理を確認するための収受印が必要な場合

郵送により申請書を提出した場合で、申請書が受理されたことを確認するための収受印が必要な場合は、長形3号の封筒に住所及び商号又は名称を記入し、110円切手を貼付した返信用封筒を添付すること。

登録区分一覧

○法人

市内建設コンサルタント業者	<ul style="list-style-type: none">■ 市内に主たる営業所（本社）を有する業者■ 市内に従たる営業所（契約の締結等を受任している営業所）を有する業者で次の要件をすべて満たしていること。<ul style="list-style-type: none">○ 能代市に市民税を申告納税していること○ 秋田県建設コンサルタント業務等資格者名簿に登載されていること○ 申請時において、従たる営業所として有資格技術者が次に定める保有基準を満たしていること※ 保有基準<ul style="list-style-type: none">・測量<ul style="list-style-type: none">測量士及び測量士補の技術者 3 人以上（うち測量士 2 人以上）・その他の業務<ul style="list-style-type: none">業務に対する有資格者 1 人以上
県内建設コンサルタント業者	<ul style="list-style-type: none">■ 県内に主たる営業所（本社）を有する業者で次の要件を満たしていること。<ul style="list-style-type: none">○ 秋田県建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿に登載されていること■ 県内に従たる営業所（契約の締結等を受任している営業所）を有する業者で次の要件を満たしていること。<ul style="list-style-type: none">○ 秋田県建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿に登載されていること

※ 能代市内又は秋田県内に営業所を有する業者であっても、以下の場合については、県外建設コンサルタント業者の区分になります。この場合は資格申請の受付は行いません。

- ・契約の締結に関して県外の本社又は営業所へ委任される場合
- ・秋田県建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿に登載されていない業務

○個人等 市内に主たる営業所を有する者で法人と同様の基準を満たすもの